# 令和９年度保育所入所案内

大石田町保健福祉課　３５－２１１１内線１６６

保育所は、日中に保護者の就労等により、家庭で保育を行うことができない児童を保育する施設です。利用対象児童は、０歳～就学前までで、保護者と共に大石田町に住所があり、保護者が下記１①～⑨のいずれかの事情により保育できない児童です。

利用希望者は、保育の必要性及び必要な時間（標準時間認定（１１時間まで）か短時間認定（８時間まで））の認定を受けて、保育所を利用することになります。

入所申込みは「支給認定申請書」と付随する書類を提出していただき、その内容を審査し、決定します。

## １　保育の必要性の基準

① 就労　（フルタイム、パート等就労形態問わず。自営業、在宅勤務等、居宅内労働含む。）
② 妊娠中又は出産後間もないこと
③ 保護者が疾病、負傷、精神や身体に障がいを有していること
④ 同居又は長期入院等している親族等を常時介護・看護していること
⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
⑥ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）
⑧ 虐待やＤＶのおそれがあること
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
※育児休業中の新規利用はできません。
（入所中でも、上記保育の必要性に該当しなくなった場合、保育の実施を解除する場合があります。）

## ２　保　育　所

| 施　設　名 | | 所　在　地 | 電話番号 | 募集数 |
|---|---|---|---|---|
| 公 | 大石田保育園 | 大石田町大字鷹巣字楯の内９１番地１ | 35-2073 | ２０ |
| 私 | ふたば保育園 | 大石田町緑町１０番地の５ | 35-3171 | ２０ |

※保育所の詳しい情報提供は、各保育所で行っています。園の見学やご案内等のご希望は各保育所へお問い合わせください。

## ３　入所募集児童

⑴　令和９年度新たに入所を承諾できる児童数は、１頁２の「募集数」のとおりです。

ただし、この人数は、１１月１日現在の入所児童数により算出していますので、若干変更になる場合があります。申込人数が募集数を超えた場合は、保育の必要性が高い児童（保護者の就労時間や家庭状況など）から順次決定します。第一希望の保育所に入所できない場合もありますので、ご了承ください。

また、定員を超えて入所できる場合がありますが、国の基準に基づいて算出した人数の範囲内となります。

⑵　募集児童の年齢は０歳児（概ね満４ケ月以上）から小学校就学前までです。

ただし、0歳児（令和8年４月２日以降生まれ）については保育所の設備等の都合により、希望する保育所での保育を承諾できない場合がありますので、あらかじめ各保育所にご相談ください。

⑶　令和8年４月１日からの入所児、及び４月以降の途中入所児

## ４　入所申し込み

⑴　受付期間　　・令和8年１１月２５日（水）～１２月２５日（金）※ただし土日祝日を除く
午前8時３０分～午後5時１５分

⑵　受付場所　　大石田町役場保健福祉課　8番窓口

⑶　申込書類　　各保育所及び役場保健福祉課にあります。（町ホームページからも取得できます）

⑷　提出書類

①　支給認定申請書（入所申込書）

②　勤務（就労）証明書：　児童の保護者分

※　勤務（就労）証明書への代表者印は不要です。

申立書：児童の保護者で自営業事業主の方や就労以外の理由による保育が必要な場合

## ５　保育の実施承諾決定の選考

各保育所の申込み数が募集数を超えたときは、世帯の状況などを調査したうえで、選考して入所を承諾する場合があり、希望する保育所に入所できない場合があります。

## ６　保育の実施承諾の決定

入所判定を行い、決定後に保護者に通知します。

※ 令和9年4月当初入所の決定は、令和9年1月中旬ごろの予定です。

## ７　保育の実施承諾後の取消

できるかぎり早く、役場保健福祉課にご連絡ください。書類による届け出が必要です。

## ８　年度又は月途中の入所

児童を保育できない状況に応じて、年度又は月途中の入所も受付いたします。入所受け入れに準備を要しますので、概ね利用希望の２か月前までに（緊急の場合を除く。）申請手続きを行ってください。

## ９　保育の実施の期間

入所日から継続して保育の必要性の基準に該当する期間で、該当児童が就学するまでの範囲内になります。

## １０　利 用 時 間

保育時間は、以下の①②に区分されます。

①　標準時間認定（１１時間までの利用）　：利用時間帯　午前７時～午後6時

②　短時間認定（8時間までの利用）　　：利用時間帯　午前8時３０分～午後4時３０分

※①②については、１頁１の保育の必要性と合わせ、申請に基づき審査の上、決定します。

※土曜日は大石田保育園・ふたば保育園：午後6時まで。

※上記時間を超えて保育所を利用する必要がある場合、別途延長保育料金が発生します。

## 11　延長保育

上記認定時間を超えて保育所を利用する必要がある児童を対象に、時間を延長して保育を実施します。申し込みは各保育所で受け付けします。

⑴　実施保育所　　大石田保育園、ふたば保育園

⑵　延長保育時間　　月～金　①標準時間認定　午後6時から午後7時まで
②短時間認定　　午前7時～8時30分、午後4時30分～午後7時

⑶　延長保育料　1日(1回)あたり　※30分単位で加算。以下に例を記載します。
- 30分以内　　50円（月合計1，000円を超える場合1，000円）
- 1時間以内　　100円（月合計2，000円を超える場合2，000円）
- 1時間30分以内　150円（月合計3，000円を超える場合3，000円）

⑷　納入方法　　大石田保育園分は、納付書にて町指定金融機関または大石田町役場出納室で納めていただきます。
ふたば保育園分については、直接納めていただきます。

## 12　一時保育

就学前の保育所に入所していない児童で、次の実施の要件のいずれかに該当する場合に、保育所で一時的に保育を実施します。申し込みは各保育所にしてください。

【実施の要件】

（1）非定型的保育

保護者の就労、職業訓練又は就学等の理由により、家庭において断続的に保育をすることが困難となる児童の保育

（2）緊急保育

保護者の傷病、出産又は冠婚葬祭への出席等の理由により、緊急又は一時的に家庭において保育をすることが困難となる児童の保育

（3）私的理由による保育

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するための保育

（4）体験的保育

障がい児や、児童数の減少した地域の児童を体験的に入所させる保育

ア　実施保育所　　大石田保育園、ふたば保育園

イ　保育時間　　午前8時30分から午後4時30分まで　※延長保育との併用も可能です。

ウ　保育期間　　実施の要件（1）　　週3日以内かつ月12日以内
実施の要件（2）～（4）　月12日以内

エ　利用料　　3歳未満児　　日額2，200円
3歳以上児　　日額1，500円（私立は1，800円）
※ 半日利用の場合はそれぞれの2分の1の額になります。

オ　納入方法　　延長保育料と同じ方法となります。

## １３　障がい児保育

障がいを持つ児童の保育を各保育所で実施いたします。入所を希望する場合は、あらかじめ各保育所にご相談ください。（職員体制等により、入所できない場合もあります。）

## １４　保　育　料（利用者負担額）

大石田町に住所があり、大石田町から保育認定を受けたお子さんの保育料は無料となります。

## １５　諸　経　費

各園において災害保険料、保護者会費等の経費負担があります。

### 令和９年４月当初入所申込みについて

・期　　間　　令和8年１１月２５日（水）～１２月２５日（金）※ただし土日祝日を除く
　　午前8時３０分～午後5時１５分
・場　　所　　大石田町役場　保健福祉課　８番窓口へ　ご提出ください。
・提出書類　　①支給認定申請（入所申込書）　②就労証明書又は申立書
・そ の 他　　上記の提出書類のほかに、申請された内容に応じて、保育できないことを証明する書類
　　（在学証明書、各種手帳の写し、診断書等）を提出していただく場合があります。

問い合わせ先　保健福祉課　子育て支援担当　☎35-2111 内線 １６６